

**見学が可能であれば、申請前に見学してください。**

**令和4年4月 保育所等受入可能数** (令和3年10月12日時点)

- ※ 現時点での人数のため、実際の利用調整時には変動する場合があります。
- ※ 近隣区の保育所受入可能予定数については、横浜市のホームページでご確認ください。
- ※ ☆マークは令和4年4月開所予定の園です。

■ **認可保育所**

名称	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	在園児 継続予定数
横浜市南浅間保育園	10	5	2	4	2	0	86
トキワ保育園	6	6	1	0	0	0	50
利正寺保育園	/	/	17	5	4	0	53
浅間幼稚園	/	12	3	5	3	0	64
むつみ愛児園	/	/	8	10	3	1	28
つくし愛児園	/	/	6	10	12	12	0
平沼保育園	6	6	0	0	0	0	55
あそびの杜保育園	6	5	4	/	/	/	14
☆ あそびの杜保育園 分園(仮称)	/	/	/	7	8	7	22
横浜みなとみらい保育園	20	2	1	0	1	1	110
にじいろ保育園みなとみらい	12	3	0	0	6	5	67
ポピンスナーサリースクールみなとみらい	6	2	1	0	0	0	43
ムーミン保育園	7	2	1	2	0	0	52
ほっぺるランド横浜岡野	/	12	0	1	1	0	49
グリーンポート桜木町保育園	8	5	1	2	3	1	65
ポピンスナーサリースクール横浜	6	2	2	2	3	0	45
ろぜっと保育園	9	3	3	3	1	0	72
桃の木保育園	6	4	0	2	0	1	49
キッズポケット木の葉保育園	7	3	0	2	0	0	51
マイ・ハート紅葉ヶ丘保育園	3	3	0	2	0	0	31
キッズパートナーみなとみらい	2	5	3	9	3	4	34
キッズポケット保育園	6	6	0	/	/	/	18
横浜岡野すきっぷ保育園	6	4	0	2	1	2	49
おはよう保育園花咲町	3	6	1	2	0	1	45
みなとみらいくばがさ保育園	9	3	1	2	1	2	62
ウィズブック保育園戸部	6	4	0	2	0	0	50
横浜そらいろ保育園	3	6	3	0	0	0	49
櫻南幸保育園	6	2	2	2	7	1	40
アミー保育園 高島園	5	2	0	0	2	1	30
京急キッズランド新高島保育園	6	2	2	2	0	1	47
☆ ポピンスナーサリースクール平沼橋(仮称)	/	8	9	11	11	11	0
☆ にじいろ保育園平沼(仮称)	/	11	14	15	15	15	0

■ **小規模保育事業・家庭的保育事業**

名称	0歳	1歳	2歳	在園児 継続予定数
西区中央もえぎ保育室	3	1	0	7
おれんじハウス西戸部保育園	2	2	1	6
キッズパートナー平沼橋	6	0	1	12
キッズパートナー横浜楠町	3	5	0	11
キャリア保育園桜木町	3	5	0	11
キッズパートナーみなとみらい第2	3	5	0	11
すぎやま家庭保育室	0	2	0	3
Maple Nursery WEST	3	1	1	7

**令和4年度(4月1日からの利用) 保育所等利用案内  
~西区にお住まいの方へ~**

令和4年4月1日から、認可保育所、認定こども園(保育利用)、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業(地域枠)の利用を希望する方へのご案内です。なお、令和3年度の利用を申請中の方も、令和4年4月1日からの利用を希望される場合は申請が必要です。

**1 申請方法**

必要書類一式を、**郵送で申請してください。**(詳細⇒**3**へ)

やむを得ず、郵送での申請ができなかった場合は、区役所専用ポストに投函してください。(詳細⇒**4**へ)

※ 申請方法や受付順による選考上の有利・不利はありません。

次の事項に該当する場合は、**直接、区役所窓口にご提出ください。**(詳細⇒**5**へ)

- (1) 障害のある、または、配慮が必要なお子さんと、保育所の利用を希望する保護者
- (2) 市外の保育所等の利用を希望される保護者

**2 申請に必要な書類**

「令和4年度横浜市保育所等利用案内」16~19ページをご確認ください。

また、必要書類に加えて、次の書類もご提出ください。

- ・提出書類確認票
- ・返信用封筒(94円切手を貼り、宛名を記入)

※ 提出書類は、返却できません。(提出前に、コピーを取ることをお勧めします。)

※ 就労証明書等の証明書類は、発行に時間がかかる場合があるため、早めに依頼されることをお勧めします。

※ きょうだいを同時に申請する場合、就労証明書等の添付書類は、一番下のお子様に原本を、上のお子様にはコピーを付けてください。

**3 郵送での申請(一次申請)**

(1) 郵送申請期間(認定・利用調整事務センターへの申請)

**令和3年10月12日(火)から令和3年11月9日(火)まで【消印有効】**

※締切日を過ぎた消印のある申請書は、事務センターでの受付処理ができませんので、

11月15日(月)、16日(火)の期間中に区役所専用ポストに投函してください。

(詳細⇒**4**へ)

(2) 申請先

〒231-8350(住所の記入は不要です。)

横浜市子ども青少年局 認定・利用調整事務センター

## 4 区役所専用ポストでの申請（郵送申請期間が過ぎてしまった場合）

### (1) 受付日時

令和3年11月15日（月）、16日（火）午前8時45分から午後5時まで

### (2) 受付場所

西区役所 2階 25番窓口 に設置する専用ポストに投函してください。

※ 窓口での質問はご遠慮いただき、ご不明点がある場合は専用ダイヤルへお問い合わせください。

## 5 区役所窓口での申請（個別相談が必要な場合、市外施設利用希望の場合）

次の方は郵送での申請はできません。西区役所（2階 25番窓口）へお越しください。

### (1) 障害のある、または、配慮が必要なお子さんで保育所等の利用を希望される方

10月26日（火）までに、こども家庭係のケースワーカーに相談（要予約：045-320-8467）し、申請してください。

### (2) 区内にお住まいで、横浜市外の保育所等の利用を希望される方

あらかじめ利用希望先の市区町村に申請締切日や利用要件、必要書類、担当者名、担当部署名、希望園の受入年齢をご自身でご確認いただき、お越しください。横浜市の申請様式を使用しますが、利用希望先の市区町村によっては追加書類が必要となる場合があります。利用希望先の市区町村の締切日から2週間ほどの余裕をもって申請してください。

## 6 不足書類の追加提出

申請の締切日までに必要書類の一部の提出が間に合わなかった場合は、不足書類を追加でご提出ください。

提出期限 **令和3年11月30日（火）【消印有効】**

※ 不足書類の締切日を過ぎて提出された書類については、一次利用調整に反映できません。

提出された書類は、一次利用調整後、利用を希望する園に空きがあった場合、二次利用調整を行う際に反映します。

## 7 利用調整の結果

利用調整結果通知書送付日（予定） **令和4年1月27日（木）以降**

※ 利用調整の結果を発送する前に、「教育・保育給付認定決定通知書」を発送する予定です。（すでに給付認定を受けている方には送付されません。）

## 8 二次申請

一次利用調整を行った結果、定員に満たなかった場合などに、二次申請の受付を行います。

(1) 二次申請受付期間：令和4年1月4日（火）～令和4年2月10日（木）【必着】

(2) 二次申請の申請先：

〒220-0051 横浜市西区中央一丁目5番10号

西区こども家庭支援課 令和4年度二次申請担当 行

※ 窓口での受付も行います（土曜日、日曜日及び祝日を除く。土曜日開庁での受付・相談はできません。）

(3) 二次利用調整結果通知書送付日（予定）：令和4年3月10日（木）前後

## 9 問合せ先

### ●申請書類の書き方・受付の日程等

専用ダイヤル TEL：045-664-2607

期間：令和4年1月26日（水）まで（土日祝日を含む）

※ 令和3年12月29日（水）～令和4年1月3日（月）を除く。

時間：午前8時から午後8時まで

### ●個別の相談先

西区役所 こども家庭支援課 保育担当

〒220-0051 横浜市西区中央一丁目5番10号 2階 25番窓口

TEL：045-320-8472 FAX：045-322-9875

時間：午前8時45分から午後5時まで

※ 土曜日、日曜日及び祝日を除く。土曜日開庁では受付できません。

## その他の注意事項

### ○ 令和4年2月3日（木）までに出産予定で、令和4年4月1日利用を希望する場合

新規申請と同様の申請方法ですが、「仮申請」となるため、出生後、正式申請（令和4年2月10日（木）【必着】）が別途、必要です。令和4年2月10日（木）までに正式申請をしていただかないと、仮申請は無効となります。

※ 仮申請では、「給付認定申請書」及び「利用申請書」の児童氏名欄は空欄で、生年月日欄は出産予定日を記入してください。また、必ず母子健康手帳（表紙と出産予定日がわかるページ）の写しもご提出ください。

※ 出産予定日が2月4日以降であっても、2月3日までにお子さんが生まれた場合は、4月1日利用の対象となります。実際の出生が2月4日以降になった場合は、4月1日利用の対象となりません。

※ 2月3日までにお子さんがお生まれにならなかった場合は、仮の申請は無効となります。5月以降の利用を希望される場合は、再度、申請書類一式をご提出ください。

### ○ 育児休業中の場合

育児休業中は家庭での保育が可能ですので、原則申請はできませんが、育児休業明けに利用をご希望の場合は、育児休業終了日の属する月の1日から利用が可能となります。

例：4月30日に育児休業が終了する。（5月1日復職）→4月1日から利用可能

なお、復職後は、2週間以内に復職証明書または就労（予定）証明書をご提出ください。

### ○ その他

内定後の辞退は、他に希望されている方々の迷惑となります。園の方針等の確認や見学を事前に行っていたいただき、確実に通うことができる希望園を申請書に記入してください。